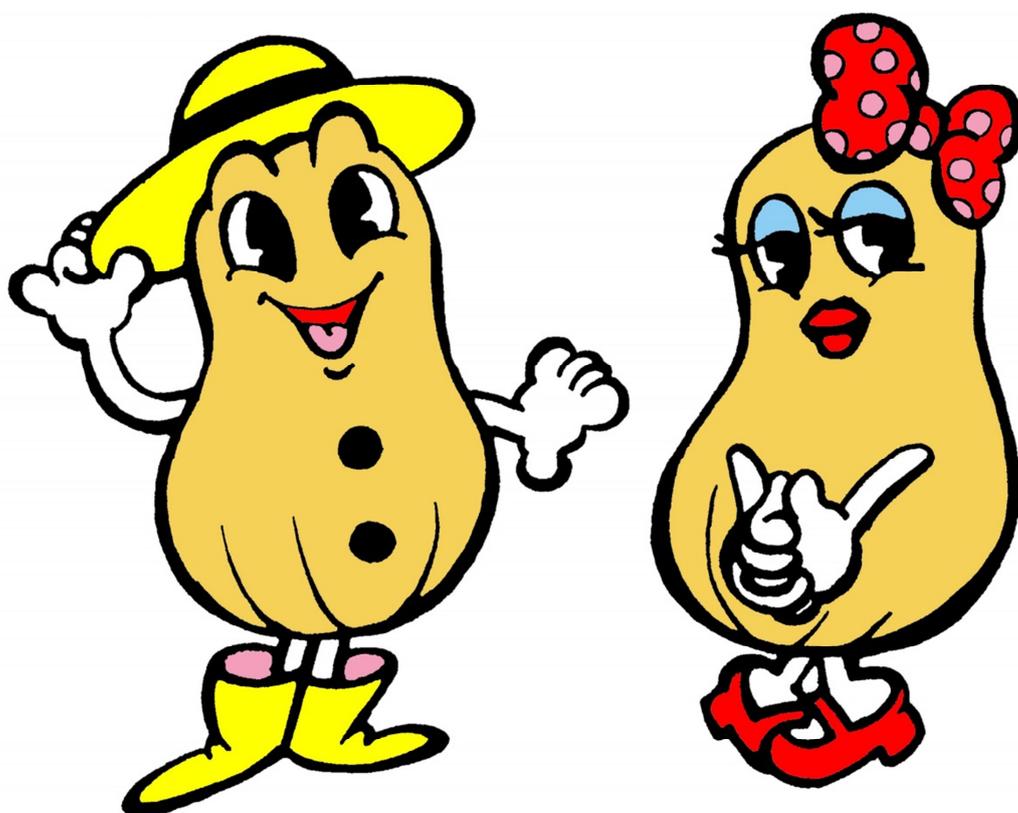


# 八 街 市

## 企業立地促進助成金制度のご案内



八街市イメージキャラクター

ピーちゃん

ナッチャン

この制度は、市内において工場等の新設を行う企業に対し、事業の用に供するために取得した土地、家屋、償却資産に係る固定資産税納税額に相当する額を助成金として交付することにより、本市の産業の振興、雇用の拡大及び市民生活の向上を図ることを目的とした制度です。

## 八街市の概要



八街市は、なだらかで平坦な地形が広がっています。  
また、固い地盤で形成されているため、『自然災害が少ない安全で安心なまち』です。

八街市は、千葉県北部のほぼ中央に位置し、東京から 50km 圏内にあり、京葉工業地帯からは 20km、成田国際空港から 10km の位置にあります。東は山武市に接し、西は佐倉市に、南は東金市・千葉市に、北は酒々井町・富里市にそれぞれ接しています。

市の広さは、東西に短く約 7.7km、南北に長く約 16km あり、面積は 74.94km<sup>2</sup> です。

市の中央部は市街地を形成し、周囲には平坦な畑作地帯が広がっているほか、南西部及び北部に水田地帯が点在しています。

## 対象地域

市内全域

## 交付要件

下記の要件をすべて満たしている者

- ① 市内において工場等を有しない者が市内の土地の所有権又は借地権を取得し、新たに工場等を設置し事業を開始するとともに、将来にわたって事業を継続する見込みであること。
- ② 設置する工場等の敷地面積が 1,000 m<sup>2</sup>以上であること。
- ③ 設置する工場等の事業の用に供するために取得する投下固定資産額が 1 億円以上であること。ただし、土地については所有権の取得後 5 年以内に事業を開始した場合に限り、投下固定資産の対象となります。
- ④ 設置する工場等で従事する正規雇用者が 5 人以上であること。

※ただし、医療に係る施設を設置する場合は①～④の要件を満たしていなくても可

## 施行期日

平成28年4月1日

## 交付額

事業の用に供するために取得した土地(借地の場合を除く)、家屋、償却資産に係る固定資産税納税額に相当する額

## 交付期間

事業開始年月日の翌年の4月1日から起算して3年間

※市税等を当該年度末までに完納しないときは、当該年度を対象とする助成金の交付は行いません。

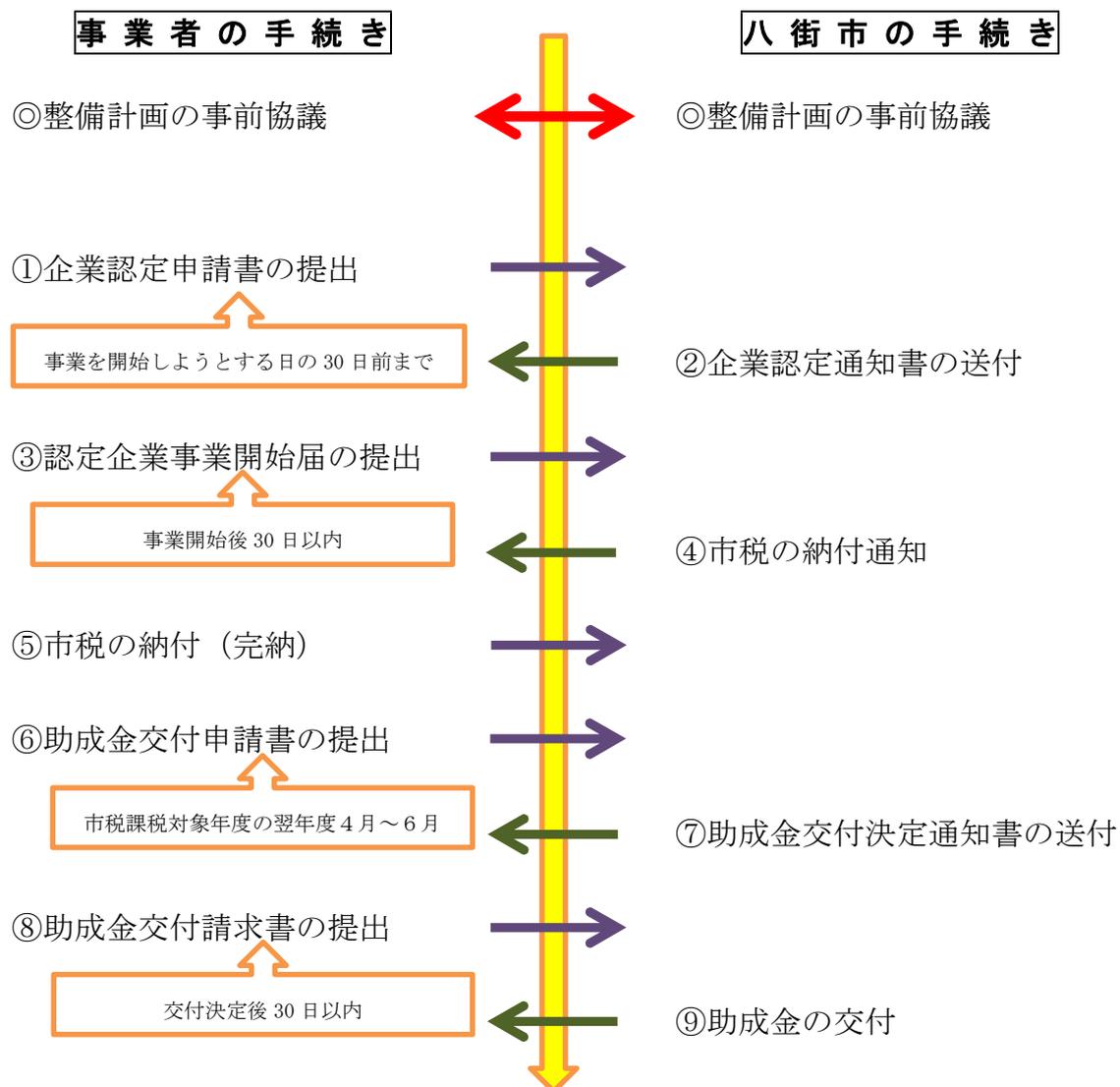
## 対象施設

区 分	条 件
製造業の工場	日本標準産業分類の大分類E－製造業の用に供する施設
流通加工施設	流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律第2条第1項第1号に規定する流通加工に係る業務を行う施設
植物工場	施設内で植物の生育環境を制御して栽培を行う施設園芸のうち、環境及び生育のモニタリングを基礎として、高度な環境制御及び生育予測を行うことにより、野菜等の植物の周年・計画的な生産を行うことが可能な栽培施設（温室等を除く）
情報サービス業	日本標準産業分類の大分類G－情報通信事業のうち中分類39－情報サービス業の用に供する施設
宿泊業の施設	日本標準産業分類の大分類M－宿泊業、飲食サービス業のうち小分類番号751（旅館、ホテル）の用に供する施設
観光業の施設	日本標準産業分類の大分類N－生活関連サービス業、娯楽業のうち小分類番号805（公園、遊園地）の用に供する施設
自然科学研究所	日本標準産業分類の大分類L－学術研究、専門・技術サービス業のうち小分類番号711（自然科学研究所）の用に供する施設
教育に係る施設	日本標準産業分類（令和5年総務省告示第256号）の大分類O－教育、学習支援業のうち小分類番号816（高等教育機関）の用に供する施設、細分類番号8171（専修学校）の用に供する施設

医療に係る施設	日本標準産業分類（令和5年総務省告示第256号）の大分類P－医療、福祉のうち小分類番号831（病院）、小分類番号832（一般診療所）の用に供する施設
スポーツに係る施設	日本標準産業分類（令和5年総務省告示第256号）の大分類N－生活関連サービス業、娯楽業のうち細分類番号8022（興行場）に該当するスポーツの用に供する施設、細分類番号8041（スポーツ施設提供業）の用に供する施設、細分類番号8042（体育館）の用に供する施設
その他	特に産業の振興又は市民生活の向上に寄与すると市長が認める施設

※この表に掲げる施設であっても、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団若しくは同条第6号に規定する暴力団員又は警察当局から排除要請のある者が運営に関与していると認められる事業が行われる施設は対象施設から除く。

## 申請手続きの流れ（イメージ）



注意：2年目・3年目の手続きは④から⑨を繰り返します

## 【問い合わせ・申請先】

八街市 経済環境部 商工観光課 商工観光係

〒289-1192

千葉県八街市八街ほ35番地29

TEL 043-443-1405

FAX 043-442-6416

E-Mail [shoko@city.yachimata.lg.jp](mailto:shoko@city.yachimata.lg.jp)

※要綱・申請様式等は、市のホームページからダウンロードできます。